

愛媛県伊予郡砥部町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

平成23年から平成29年まで議会改革特別委員会を設置し、積極的に議会の活性化に取り組んできた。現在も議会運営委員会においてその取り組みは継続されている。全国で制定が拡大されている議会基本条例については、現在も検討しているところであるが、現時点では、形骸化への憂慮、また、議会基本条例が議会改革の全てではなく、制定せずとも過去・現在・未来の諸改革を規程や要綱、申し合わせなどの形式により実施していくことで、議会の機能強化は図れるとしている。議員一人ひとりが個々の資質向上に努めながら議員活動を行い、議会が単なる執行側の追認機関とならぬようその改革を進めているところである。

(1) 一般質問への一問一答制・反問権の導入

議論をより明確にし、より深めることを目的に平成23年9月から一問一答方式を導入している。議員の質問時間は35分とし対面方式を採っている。また、質問の趣旨内容を確認するための反問権を付与している。

(2) 全員協議会の毎月開催

町政に関する重要な案件についての報告や協議、議会内部の検討事項について協議するため毎月開催している。

(3) 委員会の行政視察

各委員会では、所管事務の先進事例や類似事例などを視察することにより、識見及び議会の活動能力を高め、その視察成果を町政の課題解決に活かすため、毎年度、行政視察を行っている。

(4) 議員定数・議員報酬

議員定数についての議会改革特別委員会の審査結果を受け、平成29年9月、全議員による投票により現定数を維持すると決した。議員報酬については、議会改革特別委員会及び全員協議会での協議により、若い世代の立候補を促すためには、意欲を引き出すための条件整備が必要との結論に至り、平成28年12月、議員報酬に関する基本的意見を町長に提出した。

2 住民に開かれた議会

議会の活動報告や町民との対話による「開かれた議会」「信頼される議会」を目指し、平成24年度から議会報告会・議会とまちづくりを語る会を開催している。また、すべての会議の原則公開、傍聴者への資料の配布、インターネットによる議会中継及び議会広報紙の充実など「議会の見える化」にも取り組んでいる。

(1) 政治倫理条例の制定

信頼される議会を目指し、町民と議員の信頼関係の基盤を築くため、平成22年6月に政治倫理条例を制定した。

(2) 議会報告会・議会とまちづくりを語る会

当初は議会報告会として、平成24年度から各種団体を対象に毎定例会後に開催していた。各種団体からの積極的な応募が少なく、議会運営委員会で開催方法について協議した結果、もっと気軽に語り合える会とするため、平成29年度からの実施方法及び名称の見直しを行い、名称を「議会とまちづくりを語

る会」とし開催している。見直し後の開催は既に3回を数え、忌憚のない意見交換を行っている。

(3) 会議の公開

町民の町政への積極的な参加を促すため、すべての会議を原則公開とし、誰でも傍聴できる。

(4) 傍聴資料の配布

よりわかりやすく会議を傍聴してもらうために、会期日程・議事日程に加え一般質問票、請願陳情表、議案概要及び予算概要を資料として配布している。

(5) インターネットの活用

定例会等の日程、会議録及び議会だよりをホームページで公開している。また、平成28年6月から本会議のライブ中継及び録画中継を実施している。

(6) 「こども議会」の開催

次代を担う子どもたちに議会への関心を深めてもらうことを目的とし、平成26年度から中学生による「こども議会」を開催してきた。議長をはじめとする「こども議員」を選出し、議員同様の一般質問を行っている。また、生徒の期待感を高めたいとする学校側の要望により、すべての答弁を町長が行うこととしている。行政全般にわたり、子どもらしい質問がなされ、質問の一つであった中学生の海外派遣事業に至っては、平成27年度から事業化されている。現在は、学校側の負担を考慮し3年ごとの開催としている。

(7) 議会だより編集

議会だよりの編集は当初、特別委員会が編集を担っていたが、平成23年2月に議会広報常任委員会を設置し、常任委員会化による議会広報活動の強化を図った。議会だよりは年4回、定例会終了後に発行し、平成17年5月の発行から平成29年11月まで51号を数える。編集は、町民に議会活動への関心を高めてもらえるよう、原稿の執筆から校正、写真撮影に至るまで、すべて委員自ら行うこととしている。